

(資料②)

いずれか一方の性別の登用率が40%未満の審議会等
(令和7年4月1日時点)

(B調査票) いずれか一方の性別の登用率40%未満の審議会等について

基本目標	I	あらゆる分野における女性の活躍	施策の方向	1	政策・方針決定過程への女性の参画拡大
------	---	-----------------	-------	---	--------------------

施 策	①	市の政策・方針決定過程への女性の参画拡大			
主な取組	2	審議会・委員会等委員への女性委員の積極的登用に努めます			
担当課	関係課				
審議会等の名称		市町村防災会議（会長含む）			
	委員選考方法の積極的改善措置（ポジティブ・アクション）			目標達成年次及びその根拠	
女性登用率	近年、防災には女性の視点の重要性が指摘されていることも踏まえ、各団体に対し、長の役職に限定せず、女性の適任者の推薦について協力を要請していきます。			【目標達成年次】令和8年3月次期改選後の委嘱日	
5.0%					
担当課					
防災危機管理課					
審議会等の名称		建築審査会			
	委員選考方法の積極的改善措置（ポジティブ・アクション）			目標達成年次及びその根拠	
女性登用率	当審査会の構成は建築基準法第79条により、「委員は、法律、経済、建築、都市計画、公衆衛生又は行政に関しすぐれた経験と知識を有し、公共の福祉に関し公正な判断をすることができる者」と定められている。委員の選任においては、高い専門性が必要とされることから、組織の長に依頼している。各組織では定期的な人事異動があるため、女性登用目標値40%の達成を明言することはできないが、男女共同参画に努めていく。			【目標達成年次令和】9年度（委員改選時） 令和3年度は目標を達成したが、令和4年度以降は委員が所属する組織の人事異動により未達成となっている。今後は令和9年度の委員改選時での目標達成に向けて、女性登用の向上に向けて取り組みを継続していく。	
14.3%					
担当課					
建築住宅課					
審議会等の名称		介護認定審査会			
	委員選考方法の積極的改善措置（ポジティブ・アクション）			目標達成年次及びその根拠	
女性登用率	委員の選出にあたっては医師会・歯科医師会などの団体から推薦により選出を行っているため、女性の登用率が40%を超えるよう、次期改選時または任期途中で委員交替の際は、対象団体に可能な限りの女性の推薦をお願いする。			【目標達成年次】令和9年4月1日次期審査会委員改選後の委嘱日	
35.9%					
担当課					
高齢者福祉課					
審議会等の名称		市町村交通安全対策会議			
	委員選考方法の積極的改善措置（ポジティブ・アクション）			目標達成年次及びその根拠	
女性登用率	所掌事務（交通安全計画作成・実施、陸上交通の施策企画に関する審議・実施推進）の性質上、関係機関のあて職となり、選考方法の見直しには難しい状況があるが、委員の一部については推薦団体に女性委員の推薦依頼等をしていきたい。			目標達成年次：令和8年度 根拠：委員のうち3人は、佐伯市交通安全対策会議条例第3条により指定された役職をもって委員に充てている。指定の役職は男性の比率が高く、その他の委員については国・県・市の職員を各一人及び市長が認める者について委嘱している。これまでも女性委員の推薦依頼を計画作成には常にお願しているが目標達成には繋がっていない。引続き推薦団体に女性委員の推薦を依頼し次回の「交通安全計画書」の作成時には目標達成を目指したい。	
8.3%					
担当課					
総務課					

審議会等の名称		社会教育委員会	
	委員選考方法の積極的改善措置（ポジティブ・アクション）	目標達成年次及びその根拠	
女性登用率	社会教育委員は学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者、さらに地域性も加味して選任していることから、男女の比率に差が出る場合もあるが、委員の選任時には、男女比を念頭において選任を行っていく。	前社会教育委員の任期により令和7年6月29日に新たな委員の委嘱を行い、男女比が50%になった（全委員18：男9人・女9人）。	
38.9%			
担当課			
社会教育課			
審議会等の名称		佐伯市文化財保護審議会	
	委員選考方法の積極的改善措置（ポジティブ・アクション）	目標達成年次及びその根拠	
女性登用率	委員の委嘱にあたり、佐伯市審議会等委員への女性登用推進要綱を活用し検討する。	次期委員改選時には、女性登用率40%を目指し検討する。	
13.3%			
担当課			
社会教育課			
審議会等の名称		市町村都市計画審議会	
	委員選考方法の積極的改善措置（ポジティブ・アクション）	目標達成年次及びその根拠	
女性登用率	団体推薦の委員については、団体の長等の役職に限定せず、女性の適任者の推薦について協力を要請していきます。また、構成割合の高い市議会議員については女性議員の選任を要請していきます。	目標達成年次 令和9年度（次期委員改選年度）	
20.0%			
担当課			
都市計画課			
審議会等の名称		佐伯市自殺対策連絡協議会	
	委員選考方法の積極的改善措置（ポジティブ・アクション）	目標達成年次及びその根拠	
女性登用率	佐伯市自殺対策連絡協議会設置要綱の第4条に規定している、関係機関・団体に属する者から市長が委嘱するとなっており、各分野の代表者を委嘱していたが、今後の改選期においては、代表者に拘らず自女性登用率を勘案して委嘱する。	令和8年4月1日 次期改選期	
31.3%			
担当課			
障がい福祉課			
審議会等の名称		佐伯市歴史文化施設運営協議会	
	委員選考方法の積極的改善措置（ポジティブ・アクション）	目標達成年次及びその根拠	
女性登用率	令和6年8月に委員の途中交代が生じ、委員14人中5人、女性の登用をすることができた。	次期委員改選時には、女性登用率40%を目指し検討する。	
28.6%			
担当課			
社会教育課			

審議会等の名称		佐伯市市場取引委員会	
	委員選考方法の積極的改善措置（ポジティブ・アクション）		目標達成年次及びその根拠
女性登用率	条例に記載する市場運営に精通した者、消費者代表等の6つの職種から委員を委嘱しており、女性の登用が困難ではあるが、消費者としての女性の意見も多く求めているため、可能な限り女性を登用する。		【目標達成年次】令和8年度 業種の特徴として、関わる人の割合は男性が多いため、2年ごとの改選で徐々に増やし、令和8年度に40%を目指す。
25.0%			
担当課			
水産課			
審議会等の名称		佐伯市水産振興協議会	
	委員選考方法の積極的改善措置（ポジティブ・アクション）		目標達成年次及びその根拠
女性登用率	条例に記載する漁業者の代表、漁協の役員等の6つの職種から団体の長に委員を委嘱しているが、今後は各業種団体の長にこだわらず、可能な限り女性を登用する。		【目標達成年次】令和8年度 水産業の特徴として、男性中心の世界であるが2年ごとの改選で徐々に増やし、令和8年度に40%を目指す。
20.0%			
担当課			
水産課			
審議会等の名称		佐伯市総合計画審議会	
	委員選考方法の積極的改善措置（ポジティブ・アクション）		目標達成年次及びその根拠
女性登用率	総合計画審議会委員には、団体の長が推薦されることが多いが、長に限らず委員となれることを団体の役員改選時等に積極的に周知し、推薦していただくよう依頼する。		令和7年度の佐伯市総合計画審議会時佐伯市の9地域の地域振興審議会の役員改選が行われるため。 （結果令和6年度委員25名中女性9名、令和7年度委員25名中女性11名で登用率44%となった。）
36.0%			
担当課			
政策企画課			
審議会等の名称		佐伯市林業振興協議会	
	委員選考方法の積極的改善措置（ポジティブ・アクション）		目標達成年次及びその根拠
女性登用率	当協議会について規定している「佐伯市林業振興協議会条例」に定める委員の選出区分において学識経験者等女性の登用を選択できる選出区分については、積極的に女性を登用するよう取り組む。		【目標達成年次】令和9年10月14日 次期審議会改選後の委嘱日
36.4%			
担当課			
林業課			
審議会等の名称		佐伯市農業振興協議会	
	委員選考方法の積極的改善措置（ポジティブ・アクション）		目標達成年次及びその根拠
女性登用率	時期委員選考時に、女性の認定農業者に依頼します。		【目標達成年次】令和8年4月1日 次期協議会改選後の委嘱日
35.3%			
担当課			
農政課			

審議会等の名称		佐伯市介護保険事業計画策定委員会
	委員選考方法の積極的改善措置（ポジティブ・アクション）	目標達成年次及びその根拠
女性登用率	次期計画策定に向けた委員の選考にあたっては女性登用率が40%以上となるよう、選考要件の検討等を行う。	・ 目標達成年次：令和8年度 ※令和7年度途中に一部委員の改選を行った結果、現時点の登用率は43.5%となっている。 ・ 次期計画策定に向け、できる限り女性登用率40%超となるよう、選定要件の検討を行う。
39.1%		
担当課		
高齢者福祉課		
審議会等の名称		農業委員会
	委員選考方法の積極的改善措置（ポジティブ・アクション）	目標達成年次及びその根拠
女性登用率	農業委員会等に関する法律第8条第7項に「委員の任命にあたっては、性別等に著しい偏りが生じないよう配慮しなければならない」と規定されており、この規定に沿った任命を心がけているが、同法同条第5項の規定により、委員のうち認定農業者が過半数を占める必要があり、農業委員は推薦または公募により候補者となった者の内から任命するため、現状において選考基準に女性委員の登用率を明記した場合、現実的には女性候補者数が過不足となることが十二分に懸念されることから、選考基準にその旨を明記することは困難である。 家族経営協定の締結や夫婦での共同認定申請を進める中で、女性委員の登用率向上に努めたい。	令和8年7月（次期改選時） 委員総数17名に対し、登用率40%を満たす7名の女性委員選任を目標として、公募時等において積極的な登用に努める。 7名の内訳は以下のとおり計画 ・ 中立委員 1名 ・ 認定農業者 5名 ・ 農協推薦 1名
23.5%		
担当課		
農業委員会事務局		
審議会等の名称		固定資産評価審査委員会
	委員選考方法の積極的改善措置（ポジティブ・アクション）	目標達成年次及びその根拠
女性登用率	固定資産評価審査委員は、専門性を有する有識者の方を選任していますが、男女の区別はありませんので、女性の有識者の方をこれまで以上に積極的に登用できればと思います。	令和8年5月27日及び7月7日 次期改選日
33.3%		
担当課		
監査委員事務局		